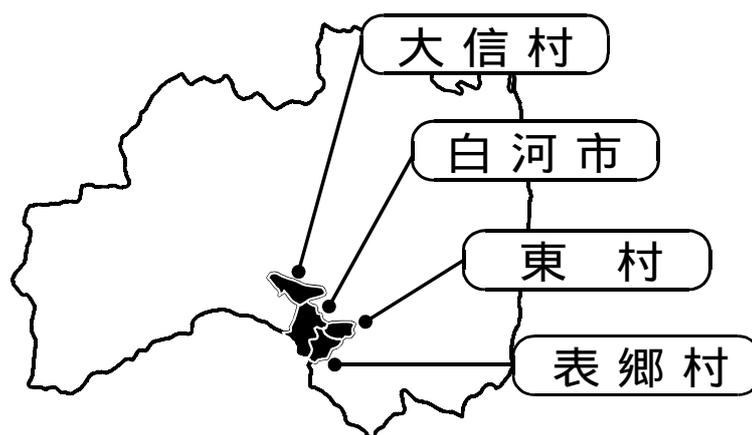


## 第 18 回

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

## 会議資料



日時 平成17年8月30日(火)午後1時30分

場所 ホテル&コテージ 白河関の里

## 第18回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

### 3 議 事

#### (1) 会議録署名人の指名

#### (2) 報告事項

報告第45号 第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

報告第46号 町名・字名の取扱いの具体的調整について【協定項目18】

報告第47号 消防団の取扱いの具体的調整について【協定項目22】

報告第48号 各種事務事業の取扱い(窓口関係)の具体的調整について  
【協定項目24-(2)-ウ】

報告第49号 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)の具体的調整について  
【協定項目24-(5)-イ】

#### (3) 協議事項

協議第75-2号 新市の市章について【協定項目19】

協議第76号 地域自治区の区長の職務について【協定項目6】

協議第77号 特別職の職員の報酬等の額について【協定項目11】

協議第78号 (仮称)白河市暮らしのガイドブックについて

協議第79号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の廃止について

#### (4) その他

第19回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について  
管内視察研修の実施について

その他

### 4 閉 会

報告第45号

第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について、別紙のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会議事内容要旨

日 時	平成17年7月22日(金)午後1時30分～午後2時58分
場 所	東村中央公民館
出席者	出席者(委員37名 顧問2名) 欠席者(3名)
第2次市章候補選考会	午前10時より市章選考委員会を開催し、第1次選考で選ばれた100点のうちから10点を選考した。
議 事	協議会規約第9条第4項の規定により会長(白河市長)が議長となり議事進行を行った。
	<p><b>(1) 会議録署名人の指名</b></p> <p>会議録署名人として、十文字忠一委員(白河市)、中根静委員(表郷村)、添田潔恵委員(大信村)、鈴木勝則委員(東村)を指名した。</p>
報告第44号	<p><b>(2) 報告事項</b></p> <p>報告第44号 第16回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>質問等なく了承された。</p>
協議第75号	<p><b>(3) 協議事項</b></p> <p>協議第75号 新市の市章について【協定項目19】</p> <p>事務局から内容説明の後、市章選考委員長(藤田清委員)が第2次市章候補選考会の結果報告を行なった。その後、選考会場へ移動し、各委員が第2次選考で選ばれた10点のうちから3点を選考した。</p> <p>上位3点：77、123、1117 次点1：1128 次点2：968</p> <p>上位3作品について、商標類似の調査等を行なった上で、次回の協議会で最終選考を実施することとした。</p>
その他	<p>第18回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <p>第18回協議会を8月30日(金)午後1時30分よりホテル&amp;コテージ白河関の里で開催することとした。</p> <p><b>穂積栄治委員</b></p> <p>新市の区域の確認と各市村の状況を知るために研修を行なってはどうか。</p> <p><b>議長(成井英夫会長)</b></p> <p>バスに分乗して4市村を周り、各地域の視察をするという提案でよいか。</p>

	<p>会長から研修会の実施について各委員に諮り、了承される。 日時、内容等については、事務局に一任することとした。</p>
	<p>成井英夫会長が議長の任を降りる旨を宣言</p> <p>議事終了</p>

報告第46号

町名・字名の取扱いの具体的調整について【協定項目18】

町名・字名の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

【協定項目の確認内容】

3 合併前の白河市の区域においては、「字」表記についても削除した名称に変更するものとする。この場合において、大字名と字名が重複する場合には、次のとおりとする。ただし、「大字」表記及び「字」表記削除後の名称が他の字名と同一となる場合においては、合併時まで調整するものとする。

【協定項目の具体的調整内容】

合併前の白河市の区域において重複する名称については、次のとおりとする。

合併前の名称	合併後の名称
白河市字大久保 (しらかわし/あざ/おおくぼ)	白河市新大久保 (しらかわし/しんおおくぼ)
白河市大字大字久保 (しらかわし/おおあざ/だい/あざ/くぼ)	白河市大久保 (しらかわし/だいくぼ)

住所表記対照表

	現 行	合 併 後	変 更 内 容		
白 河 市	1	白河市大字本沼字本沼	白河市本沼	「大字」と「字」の削除、大字名「本沼」の削除	
	2	白河市大字本沼字	白河市本沼	「大字」と「字」の削除	
	3	白河市大字久田野字久田野	白河市久田野	「大字」と「字」の削除、大字名「久田野」の削除	
	4	白河市大字久田野字	白河市久田野	「大字」と「字」の削除	
	5	白河市大字大和田字大和田	白河市大和田	「大字」と「字」の削除、大字名「大和田」の削除	
	6	白河市大字大和田字	白河市大和田	「大字」と「字」の削除	
	7	白河市大字小田川字小田川	白河市小田川	「大字」と「字」の削除、大字名「小田川」の削除	
	8	白河市大字小田川字	白河市小田川	「大字」と「字」の削除	
	9	白河市大字板橋字板橋屋敷	白河市板橋屋敷	「大字」と「字」の削除、大字名「板橋」の削除	
	10	白河市大字板橋字	白河市板橋	「大字」と「字」の削除	
	11	白河市大字舟田字舟田	白河市舟田	「大字」と「字」の削除、大字名「舟田」の削除	
	12	白河市大字舟田字	白河市舟田	「大字」と「字」の削除	
	13	白河市大字田島字田島	白河市田島	「大字」と「字」の削除、大字名「田島」の削除	
	14	白河市大字田島字	白河市田島	「大字」と「字」の削除	
	15	白河市白坂字白坂	白河市白坂	「字」の削除、大字名「白坂」の削除	
	16	白河市白坂字	白河市白坂	「字」の削除	
	17	白河市大字泉田字	白河市泉田	「大字」と「字」の削除	
	18	白河市大字萱根字	白河市萱根		
	19	白河市大字借宿字	白河市借宿		
	20	白河市大字双石字	白河市双石		
	21	白河市大字関辺字	白河市関辺		
	22	白河市大字豊地字	白河市豊地		
	23	白河市大字旗宿字	白河市旗宿		
	24	白河市 <small>オオアザ</small> 大字 <small>ダイ</small> 大 <small>アザ</small> 字	白河市 <small>ダイ</small> 大		
	25	白河市 <small>アザ</small> 字 <small>オオクボ</small> 大久保	白河市 <small>シンオオクボ</small> 新大久保		「字」の削除、字名の変更
	参考	白河市 <small>オオアザ</small> 大字 <small>ダイ</small> 大 <small>アザ</small> 字 <small>クボ</small> 久保	白河市 <small>ダイ</small> 大 <small>クボ</small> 久保		
26	上記以外の白河市の字表記のみの区域	白河市	「字」の削除		

	現 行	合 併 後	変 更 内 容		
表 郷 村	1	西白河郡表郷村大字河東田字	白河市表郷河東田字	「大字」の削除 「白河市」の次に自治区名「表郷」の追加	
	2	西白河郡表郷村大字金山字	白河市表郷金山字		
	3	西白河郡表郷村大字下羽原字	白河市表郷下羽原字		
	4	西白河郡表郷村大字小松字	白河市表郷小松字		
	5	西白河郡表郷村大字高木字	白河市表郷高木字		
	6	西白河郡表郷村大字内松字	白河市表郷内松字		
	7	西白河郡表郷村大字中寺字	白河市表郷中寺字		
	8	西白河郡表郷村大字中野字	白河市表郷中野字		
	9	西白河郡表郷村大字番沢字	白河市表郷番沢字		
	10	西白河郡表郷村大字深渡戸字	白河市表郷深渡戸字		
	11	西白河郡表郷村大字堀之内字	白河市表郷堀之内字		
	12	西白河郡表郷村大字三森字	白河市表郷三森字		
	13	西白河郡表郷村大字社田字	白河市表郷社田字		
	14	西白河郡表郷村大字梁森字	白河市表郷梁森字		
	15	西白河郡表郷村大字八幡字	白河市表郷八幡字		
大 信 村	1	西白河郡大信村大字上新城字	白河市大信上新城字	「大字」の削除 「白河市」の次に自治区名「大信」の追加	
	2	西白河郡大信村大字隈戸字	白河市大信隈戸字		
	3	西白河郡大信村大字下小屋字	白河市大信下小屋字		
	4	西白河郡大信村大字下新城字	白河市大信下新城字		
	5	西白河郡大信村大字豊地字	白河市大信豊地字		
	6	西白河郡大信村大字中新城字	白河市大信中新城字		
	7	西白河郡大信村大字増見字	白河市大信増見字		
	8	西白河郡大信村大字町屋字	白河市大信町屋字		
	9	西白河郡大信村田園町府	白河市大信田園町府		「白河市」の次に自治区名「大信」の追加
	10	西白河郡大信村堰ノ上	白河市大信堰ノ上		
東 村	1	西白河郡東村大字形見字	白河市東形見字	「大字」の削除 「白河市」の次に自治区名「東」の追加	
	2	西白河郡東村大字蕪内字	白河市東蕪内字		
	3	西白河郡東村大字釜子字	白河市東釜子字		
	4	西白河郡東村大字上野出島字	白河市東上野出島字		
	5	西白河郡東村大字工業団地字	白河市東工業団地字		
	6	西白河郡東村大字下野出島字	白河市東下野出島字		
	7	西白河郡東村大字千田字	白河市東千田字		
	8	西白河郡東村大字栃本字	白河市東栃本字		
	9	西白河郡東村大字深仁井田字	白河市東深仁井田字		

報告第47号

消防団の取扱いの具体的調整について【協定項目22】

消防団の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

【協定項目の確認内容】

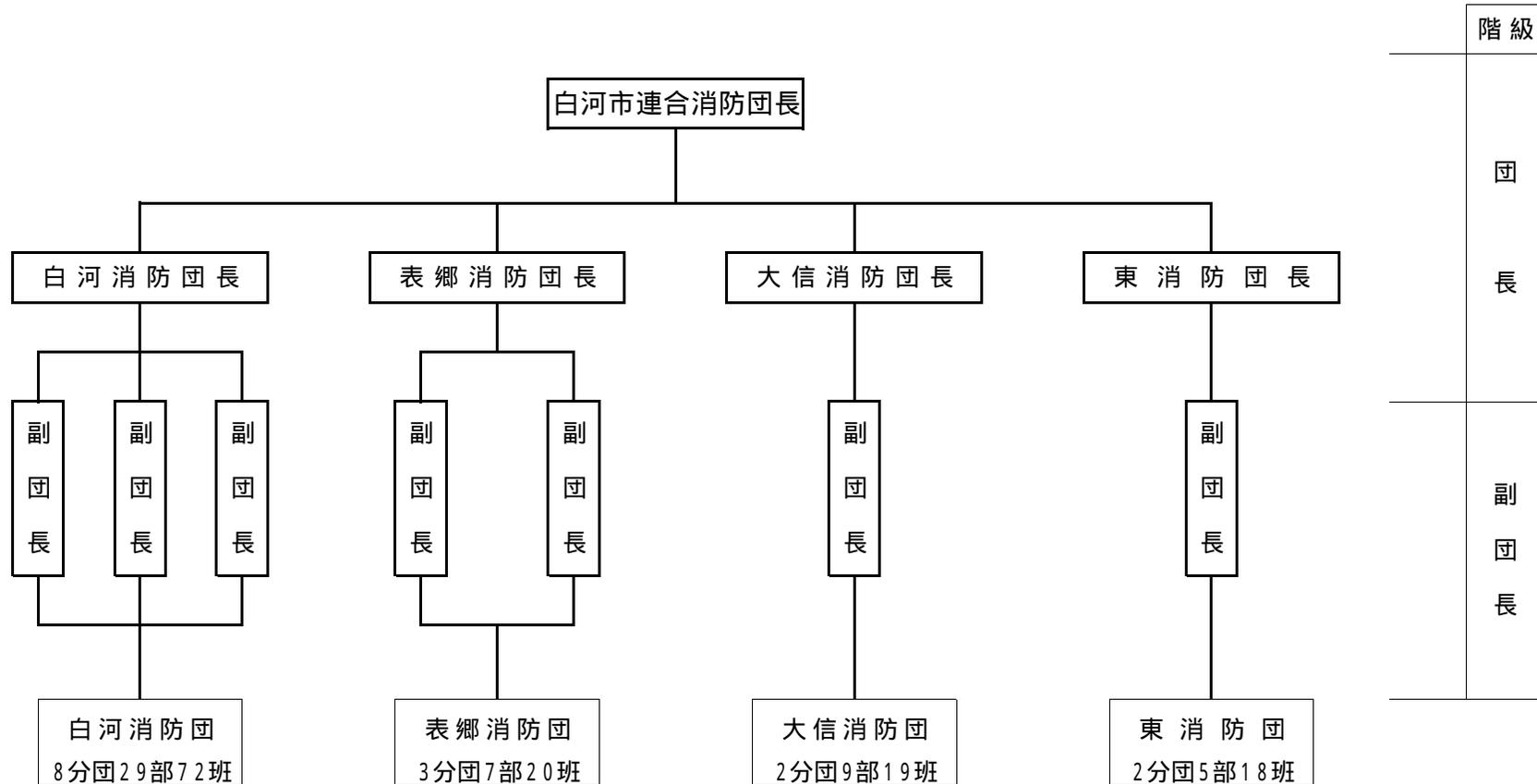
- 1 現行の消防団員は新市に引き継ぐものとし、組織体制については合併時まで調整する。また、新市において消防団員数の適正化を図るものとする。

【協定項目の具体的調整内容】

新市の消防団組織については、別紙のとおりとする。

# 新市消防団組織図

(H17.11.7 ~ H20.3.31)



## 【調整方針】

1. 組織体制は、合併時から平成20年3月31日までの期間に限り、上記組織図による連合団方式とし、平成20年4月1日より連合制を廃止し1団として再編する。
2. 連合消防団長は、4消防団長のうちの1名が併任することとし、対外的会議等については、連合消防団を代表して出席する。
3. 指揮命令系統については、連合消防団長から各消防団長を通して一元化する。
4. 団長、副団長、分団長、副分団長の任期は4年とする。ただし、特例として合併時においては、平成17年11月7日から平成20年3月31日までの2年5ヶ月とする。
5. 消防団の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員の6階級とする。

報告第48号

各種事務事業の取扱い（窓口関係）の具体的調整について

【協定項目24 - (2) - イ】

各種事務事業のうち窓口関係事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

【協定項目の確認内容】

- 1 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、諸証明事務等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、日曜窓口及び時間延長については、総合支所方式による事務組織の編成を踏まえ、合併時まで調整する。
- 2 表郷村の証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、表郷地区以外の地区への自動交付機の設置については、新市において電子自治体構築の推進状況を踏まえ検討する。
- 3 4市村で差異のない手数料については、現行のとおりとし、差異のある手数料については、合併時に統一する。

【協定項目の具体的調整内容】

窓口関係事務については、別紙のとおりとする。

(別紙 1)

庁舎管理

	現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
戸籍届出・ 受付の対応	【時間外受付】 市役所内の日直（警備員）が受領	【時間外受付】 村役場内の守衛が受領	【時間外受付】 届出者より連絡を受け、担当者が出勤し受領	【時間外受付】 守衛が担当者に連絡し、担当者が出勤し受領
埋葬・火葬 ・改葬（許可）等の対応	【時間外受付】 市役所内の日直（警備員室）が受付、届書に基づき許可証発行	【時間外受付】 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 （守衛が担当者に連絡をとることにより、担当者が出勤）	【時間外受付】 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 （村役場正面玄関に掲示された担当者連絡先に住民が連絡することにより、担当者が出勤）	【時間外受付】 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 （守衛が担当者に連絡をとることにより、担当者が出勤）
庁舎警備	・宿日直業務委託 日直 条例で定める市の休日 8:30～17:00 宿直 全日 17:00～8:30	・宿日直業務委託 日直 条例で定める村の休日 8:30～16:30 宿直 全日 16:30～8:30	・休日、夜間とも警備会社に委託 （機械警備）	・日直のみ嘱託職員配置 条例で定める村の休日 9:00～17:00 夜間は警備会社に委託 （機械警備）
<p>【調整方針】 合併後の庁舎管理については、本庁及び各庁舎とも警備員を配置して管理するものとし、警備員の業務は現白河市の業務内容とする。</p>				

(別紙 2)

休日窓口、窓口時間延長関係

	現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
休日窓口	<p>日曜窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週日曜日 8:30 ~ 12:00 に本庁開庁 (連休日は、最後の休日) 12月29日~1月3日を除く</li> <li>・住民票、戸籍謄・抄本、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、市税の納税相談</li> <li>・市民課及び税務課のそれぞれ管理職1名と職員2名により対応</li> </ul>	(未実施)	(未実施)	<p>日曜窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週日曜日 9:00 ~ 12:00 に本庁開庁</li> <li>・住民票、戸籍謄・抄本、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、税金、料金等の収納</li> <li>・管理職1名と職員1名により対応</li> </ul>
窓口時間延長	(未実施)	(未実施)	<p>窓口時間延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週水曜日(祝日を除く。) 17:15 ~ 18:15</li> <li>・住民票、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、村税の納税相談</li> <li>・税務課及び住民生活課の職員各1名により対応</li> </ul>	(未実施)
その他		<p>証明書自動交付機の設置 (庁舎村民ホール内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日 8:00 ~ 20:00</li> <li>土、日、祝日 9:00 ~ 17:00</li> <li>・住民票、印鑑証明書の交付</li> <li>・印鑑登録証(おもてごう住民カード)により、自動交付機の利用が可能</li> </ul>		

【調整方針】

日曜窓口については、当面、本庁及び東庁舎にて現行の業務内容にて実施する。

表郷庁舎については、証明書自動交付機が設置されるまでの間、暫定的に日曜日の8時30分から12時まで日曜窓口を開設し、住民票と印鑑証明書の交付事務を実施する。

大信庁舎の窓口時間延長は、当分の間現行のとおり実施する。

(別紙 3)

## 手 数 料 一 覧 表

区 分	手数料の名称	現 況				合 併 後
		白河市	表郷村	大信村	東 村	
税務証明関係	納税証明	1件(1年度1税目) 200円	1枚(5項目まで) 200円	1通 200円	1枚 200円	1枚 200円
	課税証明	1枚(1年度) 200円	1枚(1年度) 200円	1通 200円	1枚 200円	1枚 200円
	所得証明	1枚(1年度) 200円	1枚(1年度) 200円	1通 200円	1枚 200円	1枚 200円
	営業に関する証明	1枚 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円	1枚 200円
	事業所所在証明	1枚 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円	1枚 200円
	固定資産評価証明	1枚(3筆(棟)まで) 200円 1筆(棟)増ごと +50円	1枚(5筆(棟)まで)200円	1枚(5筆(棟)まで)200円 1筆(棟)増ごと+50円	5枚(25筆まで) 200円 1枚(5筆)増ごと+100円	1枚 200円
	固定資産公課証明	1枚(3筆(棟)まで) 200円 1筆(棟)増ごと +50円	1枚(5筆(棟)まで)200円	1枚(5筆(棟)まで)200円 1筆(棟)増ごと+50円	5枚(25筆まで) 200円 1枚(5筆)増ごと+100円	1枚 200円
	固定資産記載事項証明	1枚(3筆(棟)まで) 200円 1筆(棟)増ごと +50円	1枚(5筆(棟)まで)200円	1枚(5筆(棟)まで)200円 1筆(棟)増ごと+50円	5枚(25筆まで) 200円 1枚(5筆)増ごと+100円	1枚 200円
	固定資産証明	1通 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円	1通 200円
	固定登録証明	1通 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円	1通 200円
	名寄帳写し交付	1枚 200円	1枚 200円	1枚(用紙代) 40円	1件 200円	1枚 200円
	土地所在証明	1通 200円	1枚 200円	1件 200円	1件 200円	1通 200円
	納税義務者証明	1通 200円	1通 200円	1通 200円	1通 200円	1通 200円
	土地・家屋台帳閲覧	1冊 200円	1件 200円	1冊(30分) 200円	1件 200円	1冊 200円
住宅用家屋証明	1通 1,300円	1枚 800円	1通 1,300円	1通 1,300円	1通 1,300円	
租税特別措置関係	優良宅地造成認定審査	1件 86,000円	1件 86,000円	1件 86,000円	1件 86,000円	1件 86,000円
	優良住宅新築認定審査	床面積に応じて 6,200円~58,000円	床面積に応じて 6,200円~58,000円	床面積に応じて 6,200円~43,000円	床面積に応じて 6,200円~43,000円	床面積に応じて 6,200円~58,000円
臨時運行許可	臨時運行許可申請	1両 750円				1両 750円
そ の 他	公簿、公文書及び図面閲覧	1冊(枚) 200円	1件 200円	1事項 200円	1件 200円	1冊 200円
	公簿、公文書及び図面証明	1枚 200円	1件 200円	1事項 200円	1件 200円	1枚 200円
	公簿、公文書及び図面謄写	1枚 200円	1件 200円	1件 200円	1件 200円	1枚 200円
	その他の証明	1枚 200円	1件 200円	1件 200円	1件 200円	1枚 200円
	督促手数料	1通 50円	1通 100円	1通 100円	1通 100円	1通 100円
戸籍証明関係	戸籍謄本・抄本	1通 450円	1通 450円	1通 450円	1通 450円	1通 450円
	除籍謄本・抄本	1通 750円	1通 750円	1通 750円	1通 750円	1通 750円
	戸籍記載事項証明	1事項 350円	1事項 350円	1事項 350円	1事項 350円	1事項 350円
	除籍記載事項証明	1事項 450円	1事項 450円	1事項 450円	1事項 450円	1事項 450円
	戸籍届出受理証明・届書記載事項証明	1通 350円	1通 350円	1通 350円	1通 350円	1通 350円
	戸籍届出受理証明(上質紙)	1通 1,400円	1通 1,400円	1通 1,400円	1通 1,400円	1通 1,400円
	書類閲覧	1書類 350円	1書類 350円	1書類 350円	1書類 350円	1書類 350円
	身分に関する証明	1枚 200円	1枚 200円	1枚 200円	1枚 200円	1枚 200円

区分	手数料の名称	現況				合併後
		白河市	表郷村	大信村	東村	
住民票関係	住民基本台帳閲覧	1世帯 200円	1件(5人ごと) 200円	1件(30分) 200円	1件 200円	1人につき200円と30分毎に1,000円の合計額
	住民票写し交付	世帯票(1世帯) 200円	世帯票(5人まで) 400円 (6人以上) 600円	世帯票(4人まで) 200円 1名増ごと + 50円	世帯票(5人まで) 200円 1名増ごと + 100円	世帯票(1世帯) 200円
		個人票 200円	個人票 200円	個人票 200円	個人票 200円	個人票 200円
		除票 200円	除票 400円	除票 200円	除票 200円	除票 200円
	住民票記載事項証明	1通 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円	1通 200円
	住民基本台帳カード交付	1枚 500円	1枚 500円	1枚 500円	1枚 500円	1枚 500円
	戸籍附票交付	1通 200円	1件 200円	1通 200円	1件 200円	1通 200円
白河市民証	1枚 200円				1枚 200円	
印鑑登録関係	印鑑登録証交付	1枚 200円				1枚 200円
	印鑑登録証明書交付	1枚 200円	1枚 200円	1件 200円	1通 200円	1枚 200円
外国人登録関係	外国人登録原票写し	1通 200円	1通 200円	1通 200円	1通 200円	1通 200円
	外国人登録原票記載事項証明	1通 200円	1通 200円	1通 200円	1通 200円	1通 200円
認可地縁団体	認可地縁団体証明書交付	1枚 200円				1枚 200円
	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚 200円				1枚 200円
都市計画法関係	開発行為の許可申請	開発面積及び用途に応じて 43,000円~870,000円				開発面積及び用途に応じて 43,000円~870,000円
	都市計画法第4 1条第2項ただし書き	1件につき 46,000円				1件につき 46,000円
	都市計画法第4 2条第1項ただし書き	1件につき 26,000円				1件につき 26,000円
	開発許可を受けた地位の承継	種類に応じ 1,700円 2,700円 17,000円				種類に応じ 1,700円 2,700円 17,000円
	開発登録簿の写しの交付	1件につき 470円				1件につき 470円
	開発行為又は建築に関する証明書交付	1件につき 470円				1件につき 470円
屋外広告物関係	はり紙	50枚につき 250円	50枚につき 250円	50枚につき 250円	50枚につき 250円	50枚につき 250円
	はり札	10枚につき 800円	10枚につき 800円	10枚につき 800円	10枚につき 800円	10枚につき 800円
	立看板	1個につき 350円	1個につき 350円	1個につき 350円	1個につき 350円	1個につき 350円
	広告幕、のぼり又は旗	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円
	気球利用広告物	1個につき 2,500円	1個につき 2,500円	1個につき 2,500円	1個につき 2,500円	1個につき 2,500円
	電柱利用広告物	1個につき 550円	1個につき 550円	1個につき 550円	1個につき 550円	1個につき 550円
	広告板又は広告塔	1㎡以下 1,000円	1㎡以下 1,000円	1㎡以下 1,000円	1㎡以下 1,000円	1㎡以下 1,000円
		3㎡以下 1,600円	3㎡以下 1,600円	3㎡以下 1,600円	3㎡以下 1,600円	3㎡以下 1,600円
		6㎡以下 2,300円	6㎡以下 2,300円	6㎡以下 2,300円	6㎡以下 2,300円	6㎡以下 2,300円
		10㎡以下 3,100円	10㎡以下 3,100円	10㎡以下 3,100円	10㎡以下 3,100円	10㎡以下 3,100円
		10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円	10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円	10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円	10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円	10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円
アーチ広告物	1基につき 3,500円	1基につき 3,500円	1基につき 3,500円	1基につき 3,500円	1基につき 3,500円	

報告第49号

各種事務事業の取扱い（上下水道関係）の具体的調整について

【協定項目24 - (5) - イ】

各種事務事業のうち上下水道関係事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

【協定項目の確認内容】

4 各種手数料については、合併時に統一する。

【協定項目の具体的調整内容】

上下水道関係事業に関する各種手数料については、別紙のとおりとする。

# 水道関係手数料一覧表

区分	現況				合併後																																																					
	白河市	表郷村	大信村	東村																																																						
水道事業	<b>【水道関係手数料】</b> [ 上水道事業 ] 設計審査手数料	<b>【水道関係手数料】</b> [ 上水道事業 ] 設計審査及び工事検査手数料	<b>【水道関係手数料】</b> [ 上水道事業 ]	<b>【水道関係手数料】</b> [ 上水道事業 ] 設計審査及び工事検査手数料	[ 上水道事業 ] 設計審査手数料																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事費</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上50,000円未満</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上100,000円未満</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>100,000円以上</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事費	金額	10,000円未満	500円	10,000円以上50,000円未満	1,000円	50,000円以上100,000円未満	1,500円	100,000円以上	3,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>6,400円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm以上</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	金額	13mm	4,000円	20	6,400円	25	9,000円	30	13,000円	40mm以上	20,000円	<div style="font-size: 4em; transform: rotate(45deg); opacity: 0.5;">/</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>新設又は全面改造工事</th> <th>その他の工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13及び20mm</td> <td>8,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>25及び30mm</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>40及び50mm</td> <td>14,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>75及び100mm</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>150mm以上</td> <td colspan="2">管理者が別に定める</td> </tr> <tr> <td>給水管分岐工事</td> <td colspan="2">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	新設又は全面改造工事	その他の工事	13及び20mm	8,000円	4,000円	25及び30mm	10,000円	5,000円	40及び50mm	14,000円	7,000円	75及び100mm	20,000円	10,000円	150mm以上	管理者が別に定める		給水管分岐工事	4,000円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事費</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上50,000円未満</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上100,000円未満</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>100,000円以上</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事費	金額	10,000円未満	500円	10,000円以上50,000円未満	1,000円	50,000円以上100,000円未満	1,500円	100,000円以上	3,000円
	工事費	金額																																																								
	10,000円未満	500円																																																								
	10,000円以上50,000円未満	1,000円																																																								
	50,000円以上100,000円未満	1,500円																																																								
	100,000円以上	3,000円																																																								
	口径	金額																																																								
	13mm	4,000円																																																								
	20	6,400円																																																								
25	9,000円																																																									
30	13,000円																																																									
40mm以上	20,000円																																																									
口径	新設又は全面改造工事	その他の工事																																																								
13及び20mm	8,000円	4,000円																																																								
25及び30mm	10,000円	5,000円																																																								
40及び50mm	14,000円	7,000円																																																								
75及び100mm	20,000円	10,000円																																																								
150mm以上	管理者が別に定める																																																									
給水管分岐工事	4,000円																																																									
工事費	金額																																																									
10,000円未満	500円																																																									
10,000円以上50,000円未満	1,000円																																																									
50,000円以上100,000円未満	1,500円																																																									
100,000円以上	3,000円																																																									
工事検査手数料				工事検査手数料																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事費</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上50,000円未満</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上100,000円未満</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>100,000円以上</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事費	金額	10,000円未満	500円	10,000円以上50,000円未満	1,000円	50,000円以上100,000円未満	1,500円	100,000円以上	3,000円				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事費</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上50,000円未満</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上100,000円未満</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>100,000円以上1,000,000円未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,000円以上</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事費	金額	10,000円未満	500円	10,000円以上50,000円未満	1,000円	50,000円以上100,000円未満	1,500円	100,000円以上1,000,000円未満	3,000円	1,000,000円以上	20,000円																																
工事費	金額																																																									
10,000円未満	500円																																																									
10,000円以上50,000円未満	1,000円																																																									
50,000円以上100,000円未満	1,500円																																																									
100,000円以上	3,000円																																																									
工事費	金額																																																									
10,000円未満	500円																																																									
10,000円以上50,000円未満	1,000円																																																									
50,000円以上100,000円未満	1,500円																																																									
100,000円以上1,000,000円未満	3,000円																																																									
1,000,000円以上	20,000円																																																									
給水装置工事事業者指定手数料 指定件数 1 件につき 10,000円	給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 10,000円		給水装置工事事業者指定手数料 1 件 10,000円	給水装置工事事業者指定手数料 指定件数 1 件につき 10,000円																																																						
国県道の道路占用申請手数料 申請件数 1 件につき 2,000円	給水装置、工事道路占用許可申請手数料 1 件につき 10,000円		給水装置工事道路占用書類作成手数料 県道 1 件につき 25,000円 村道 1 件につき 15,000円	分岐立会料 無料																																																						
各種証明手数料 証明件数 1 件につき 200円	消防の消火栓演習の立会 1 基につき 1,000円		各種証明手数料 1 件 200円	各種証明手数料 証明件数 1 件につき 200円																																																						
[ 簡易水道事業 ] 設計審査手数料		[ 簡易水道事業 ] 設計審査手数料		[ 簡易水道事業 ] 設計審査手数料																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事費</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上50,000円未満</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上100,000円未満</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>100,000円以上</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事費	金額	10,000円未満	500円	10,000円以上50,000円未満	1,000円	50,000円以上100,000円未満	1,500円	100,000円以上	3,000円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事費</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上200,000円未満</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>200,000円以上500,000円未満</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>500,000円以上1,000,000円未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,000円以上</td> <td>工事費の0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	工事費	金額	50,000円未満	500円	50,000円以上200,000円未満	1,000円	200,000円以上500,000円未満	1,500円	500,000円以上1,000,000円未満	2,000円	1,000,000円以上	工事費の0.5%		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事費</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上50,000円未満</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上100,000円未満</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>100,000円以上1,000,000円未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,000円以上</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事費	金額	10,000円未満	500円	10,000円以上50,000円未満	1,000円	50,000円以上100,000円未満	1,500円	100,000円以上1,000,000円未満	3,000円	1,000,000円以上	20,000円																				
工事費	金額																																																									
10,000円未満	500円																																																									
10,000円以上50,000円未満	1,000円																																																									
50,000円以上100,000円未満	1,500円																																																									
100,000円以上	3,000円																																																									
工事費	金額																																																									
50,000円未満	500円																																																									
50,000円以上200,000円未満	1,000円																																																									
200,000円以上500,000円未満	1,500円																																																									
500,000円以上1,000,000円未満	2,000円																																																									
1,000,000円以上	工事費の0.5%																																																									
工事費	金額																																																									
10,000円未満	500円																																																									
10,000円以上50,000円未満	1,000円																																																									
50,000円以上100,000円未満	1,500円																																																									
100,000円以上1,000,000円未満	3,000円																																																									
1,000,000円以上	20,000円																																																									

区 分	現 況				合 併 後		
	白河市	表郷村	大信村	東 村			
工事検査手数料	工事検査手数料		工事検査手数料		工事検査手数料		
	工 事 費	金 額	工 事 費	金 額	工 事 費	金 額	
	10,000円未満	500円	50,000円未満	500円	10,000円未満	500円	
	10,000円以上50,000円未満	1,000円	50,000円以上200,000円未満	1,000円	10,000円以上50,000円未満	1,000円	
	50,000円以上100,000円未満	1,500円	200,000円以上500,000円未満	2,000円	50,000円以上100,000円未満	1,500円	
	100,000円以上	3,000円	500,000円以上1,000,000円未満	4,000円	100,000円以上1,000,000円未満	3,000円	
			1,000,000円以上	工事費 の0.5%	1,000,000円以上	20,000円	
	給水装置工事業業者指定手数料 指定件数1件につき	10,000円	給水装置工事業業者指定手数料 1件につき	10,000円	分岐立会料	無 料	
	国道道の道路占用申請手数料 申請件数1件につき	2,000円	承認手数料 ・責任技術者 1件につき 600円 ・主任配管工 1件につき 600円		給水装置工事業業者指定手数料 指定件数1件につき	10,000円	
	各種証明手数料 証明件数1件につき	200円	公共及び私設消火栓使用立会い手数料 1基1回	200円	国道道の道路占用申請手数料 申請件数1件につき	2,000円	
					各種証明手数料 証明件数1件につき	200円	
[工業用水道事業]	[工業用水道事業]	[工業用水道事業]	[工業用水道事業]	[工業用水道事業]	[工業用水道事業]	[工業用水道事業]	
設計審査手数料 1件につき	5,000円	設計審査手数料 1件につき	5,000円	設計審査手数料 1件につき	5,000円	設計審査手数料 1件につき	5,000円
工事検査手数料 1件につき	8,000円	工事検査手数料 1件につき	8,000円	工事検査手数料 1件につき	8,000円	工事検査手数料 1件につき	8,000円
分岐立会手数料 1件につき	8,000円	分岐立会手数料 1件につき	8,000円	分岐立会手数料 1件につき	8,000円	分岐立会手数料 1件につき	8,000円
各種証明手数料 1件につき	200円	各種証明手数料 1件につき	200円	各種証明手数料 1件につき	200円	各種証明手数料 1件につき	200円

協議第75 - 2号

新市の市章について【協定項目19】

新市の市章に関する市章候補最終選考会を、次のとおり実施する。

第3次市章候補選考会において選考された市章候補3作品について、本日、合併協議会委員の投票による最終選考を実施し、新市の市章を決定する。

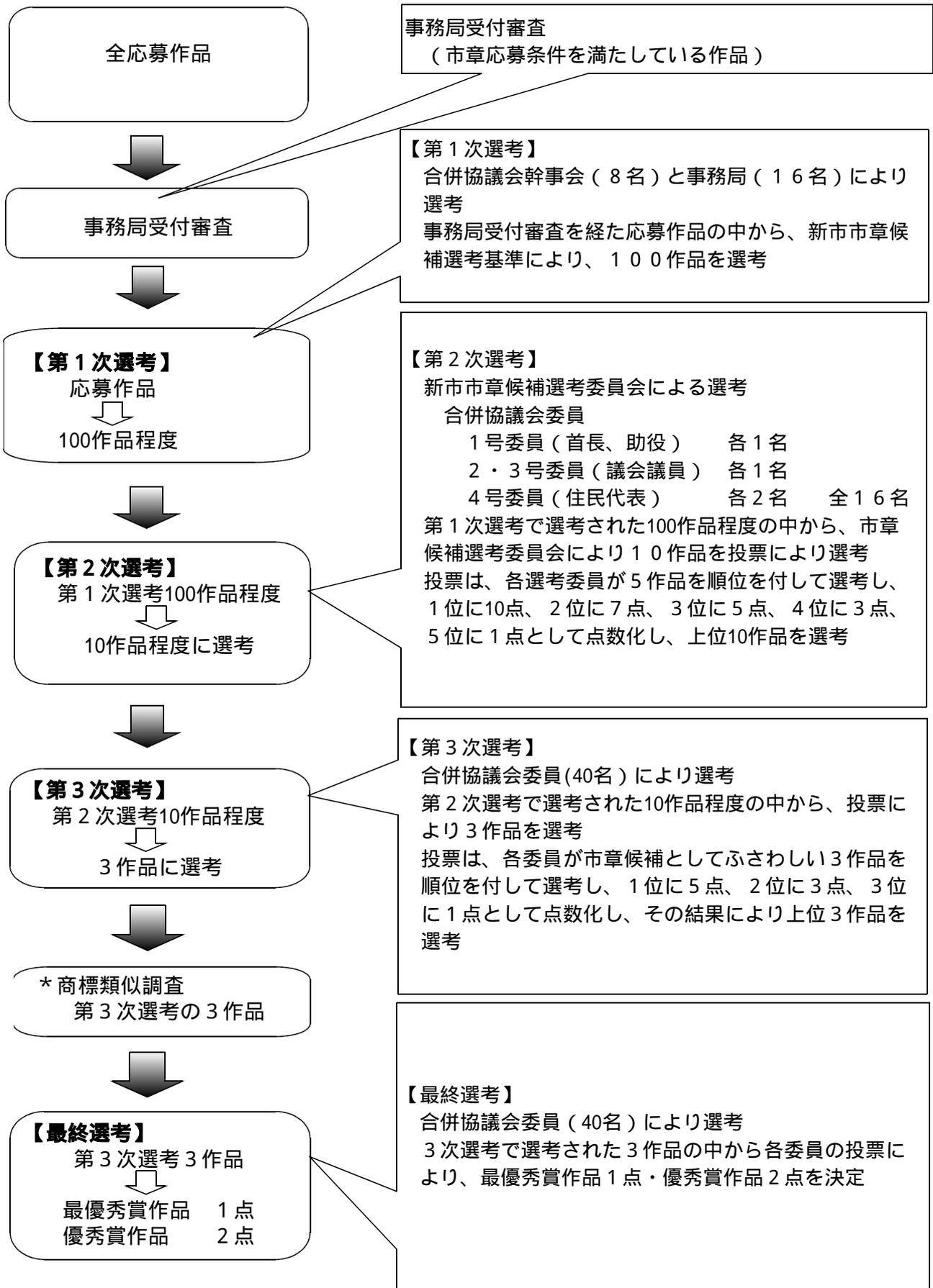
平成17年8月30日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

# 新市市章最終選考対象作品

1	2	3
		
<p>白河市の、「白」の文字と「河」の図形をベースにしていきいきと両手を広げた白河市民をデザイン化しました。また赤色で、「輝き・活力」 緑色で、「自然・発展」 青色で、「文化・調和」を表現しています。</p>	<p>白河市の文字「白」をモチーフに豊かな緑の自然の中、文化の輪とともに人の輪（和）を表し、県南中核都市として輝き集うことを中心の太陽で表現しました。流行、時代に左右されないように、また、永年、使用することを考え、出来るだけシンプルに描きました。</p>	<p>「白河市」の「白」をモチーフに新市のダイナミックバランスを示し、図の傾きの右上がりのストロークは未来への躍進を表現しています。</p>

## 新市市章候補作品選考手順



協議第76号

地域自治区の区長の職務について【協定項目6】

地域自治区の区長の職務について、次のとおり提案する。

平成17年8月30日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

【提案内容】

地域自治区の区長の職務について、別紙のとおり提案する。

## 地域自治区の区長の職務について（案）

### [ 地域自治区に特別職の区長を置く理由 ]( 第3回協議会配布資料 )

#### 1 合併特例法において、区長を置くことができることとした趣旨（総務省自治行政局の説明要旨）

市町村合併に際し、旧市町村であった区域、とりわけ周辺部地域においては、長い歴史を有する町や村がなくなることや旧役場が新市の支所となること等についての住民の抵抗感や心配が強い。

そこで、旧市町村単位の相互理解が必ずしも十分でない合併後の一定期間、旧市町村の区域を所管する特別の職を設け、事実上の地域の代表者としてそれぞれの地域の意見を反映させながら合併後のまちづくりを進めることにより、住民の安心感を醸成し、結果的に合併市町村の円滑な運営に資することになる等の効果が考えられる。

こうしたことから、市町村合併に際して地域自治区を創設する場合に限り、合併関係市町村の協議により区長を置くことができることとした。

#### 2 区長の設置による効果（総務省自治行政局の説明要旨）

##### 区域内の効果的な事務処理

- ・合併後の一定期間、必ずしも事務所の組織体制が安定していない状況の中で、地域の事情に精通した人物が中心となって事務所内の各セクション間の統括を行うことができる。
- ・合併後の一定期間、地域の事情に精通した人物が、事務所の事務処理に関し、合併市町村の長や議員と連携を密にしながら迅速に対応することができる。

##### 合併市町村の均衡ある発展

- ・合併後の一定期間、区域の住民の意見等について、地域の事情に精通した人物が、地域の事実上の代表者として取りまとめを行い、合併市町村の長や議員に、必要に応じて説明したり事実上の交渉を行うことができる。具体的な交渉等を区長に行わせることにより、地域の意見を合併市町村の施策により反映させることが期待できることから、住民の合併に対する抵抗感や心配を和らげるとともに合併市町村の均衡ある発展につながる。

#### 3 当協議会に区長の設置を提案した理由

当協議会における合併協議においても、合併によって役場がなくなってしまう地域の住民の心配に配慮するとともに、合併後も均衡ある発展を図っていく仕組みを作ることが最も重要なポイントである。区長を置くことができることとされた趣旨と効果を考えると、当地域においても区長の設置が望ましいと判断し、設置を提案した。

## **具体的な項目別の整理**

### **施策決定への参画**

#### 1 政策調整会議

区長が担当地域自治区に係る運営方針・重要施策の決定及び新市の施策に係る協議・調整に参画するための具体的な仕組みとして、政策調整会議を設置する。

##### (1) 構成

市長、助役、収入役、教育長、区長、企画政策部長等を想定している。

##### (2) 協議調整内容

予算編成方針について

総合計画等基本計画の内容について

投資的経費の執行計画について(新市まちづくりプラン掲載事業の実施調整など)

各地域懸案事項の対応方針について 等

#### 2 地域協議会

区長は、各地域自治区における地域協議会(各庁舎が事務局となる)からの意見等を整理し、それらを踏まえて上記政策調整会議における協議・調整や必要に応じて市長・助役等との相談・調整を行うことによって、地域住民の声を市政に反映させることとする。

### **予算編成への関与**

#### 1 予算編成方針等についての協議・調整

各地域の要望や地域間のバランスを十分考慮した予算編成を行うことができるよう、区長が参画する政策調整会議において協議・調整を行った上で予算編成方針や投資的経費の執行計画など、予算編成に当たっての基本となる方針を定めることとする。

#### 2 各庁舎における予算要求の調整・総括

予算要求は本庁各課ごとの流れによって行うこととなるが、各庁舎においては、本庁各課に予算要求書を提出するに当たって区長の決裁を得ることとする。

区長は予算編成方針等に照らして要求内容の検討を行うとともに地域自治区内の調整の必要性等を勘案しながら庁舎に係る予算要求を総括する。

#### 3 予算査定に関する関与

原則として予算査定は本庁において行うこととするが、地域自治区に係る重要施策等については、必要に応じて政策調整会議または個別の打合せ等によって市長・助役等と区長が相談・調整を行う。

### **予算の執行**

#### 1 財務関係の権限

##### (1) 専決権の付与

財務規則の「財務事務専決事項」に規定することにより、一定金額以内の経費の執行について区長・庁舎参与・庁舎課長に専決権を付与する。

(2) 金額の設定

区長・庁舎参与・庁舎課長の専決権に係る金額の設定については、「区長＝助役と部長の中間的な格付け」「庁舎参与＝本庁部長相当の格付け」「庁舎課長＝本庁課長と同等の格付け」という考え方を基本とする。

【具体的な金額の設定（契約関係抜粋）】

工事請負関係（工事に係る設計、測量及び調査を含む）

専決事項	本庁部長	本庁課長	区 長	庁舎参与	庁舎課長
(1) 起工の決定及び変更	100 万以上	100 万未満	500 万以上	100 万以上	100 万未満
予定価格及び最低制限価格の決定	500 万未満		2000 万未満	500 万未満	
入札参加者の選定					
入札保証金及び契約保証金の免除					
契約（変更含む）の締結及び解除					
下請負申請の承認					
工期延長の承認					
工事の一時中止の決定					
(2) 工事完成届の受理					
(3) 工事の監督員及び検査員の任命	100 万以上	100 万未満		100 万以上	100 万未満
(4) 工事の検査	100 万以上	100 万未満		100 万以上	100 万未満

工事以外の契約関係

専決事項	本庁部長	本庁課長	区 長	庁舎参与	庁舎課長
(1) 契約（変更含む）の締結及び解除	50 万以上	50 万未満	200 万以上	50 万以上	50 万未満
予定価格の決定	200 万未満		500 万未満	200 万未満	
入札参加者又は見積人の選定					
入札保証金及び契約保証金の免除					
履行期限延長の承認					
(2) 単価契約					
(3) 検査員の任命	50 万以上	50 万未満		50 万以上	50 万未満
(4) 検査	50 万以上	50 万未満		50 万以上	50 万未満

2 予算の執行

庁舎分の予算については、「 予算編成への関与」で整理したとおり、区長が予算編成方針や投資的経費の執行計画など、予算編成に当たっての基本となる方針を定める際に参画し、その方針に基づいて庁舎の各課が予算要求を行うことから、各地域の状況に応じた内容が確保される。

各庁舎では、本庁から庁舎執行分予算の配当を受け、区長・庁舎参与・庁舎課長が付与された専決権の範囲内（ただし、金額にかかわらず、事務事業の内容からして本庁が一括行うこととしたものは除く。）で予算を執行する。

### **予算・財務以外の専決権**

個別の事務に係る本庁と庁舎の分担については、住民に身近なサービスは各庁舎において事務を行うことを基本として調整中である。

区長には、この調整の結果、庁舎が担うこととされた事務について専決権を付与し、庁舎内の事務を総括する。

### **市議会への出席**

#### 1 本会議への出席

区長の設置の主旨、議員の在任特例の採用等を勘案し、区長が本会議へ出席することとし、庁舎参与は出席しない。

なお、区長は市長の補助機関であり、答弁する場合の発言の位置付けは助役、本庁部長と同様である。答弁する場合には、十分な答弁打合せを行った上で、市執行部の統一的な方針として発言することとなる。

#### 2 委員会への出席

本庁の課長以上の対応とし、庁舎からは出席しない。

### **職員人事への関与**

職員人事については、本庁の人事担当部・課において事務処理を行うこととする。

### **地域代表としての役割**

区長は、地域の代表として地域協議会の意見整理のみならず、日常的に地域住民・地域選出議員・地域内団体等の意見を把握し、政策調整会議や必要に応じて行う市長・助役等との相談・調整などを通じて地域の意向を届ける役割を果たす。

また、地域内を対象とした式典など、対外的な場にも地域代表として出席することとする。

### **市長部局以外との関係**

区長は、市長部局の指揮系統下に入るため、教育委員会部局・会計部局・水道事業所・農業委員会・議会等については決裁等の直接的な権限は有しない。従って、市長部局以外で各地域に課・分室・分所が置かれる部局等については、各地域の課長・分室長・分所長が専決権を与えられた範囲内で事務を執行し、それを越える部分については各部局等の本庁所管課に上げることとなる。

協議第77号

特別職の職員の報酬等の額について【協定項目11】

特別職の職員の報酬等の額について、次のとおり提案する。

平成17年8月30日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

【協定項目の確認内容】

- 2 報酬の額は、白河市の例を基本に、類似団体等の状況を参考として、合併時までに、4市村による特別職の報酬等調整委員会を設置し、調整する。
- 3 地域自治区の長の報酬等の額は、先進事例等を参考として、合併時までに、4市村による特別職の報酬等調整委員会において調整する。

【提案内容】

特別職の職員の報酬等の額については、特別職の報酬等調整委員会からの答申を踏まえ、正副会長で協議及び調整した結果、別紙のとおり提案する。  
(提案額については、協議会当日に資料を配付)

特別職の職員の報酬等調整資料

(単位:円)

役職等		白河市		表郷村		大信村		東村		答申額		調整案	
1	首長(市村長)	月額	1,030,000 (927,000)	月額	783,000 (626,400)	月額	783,000 (704,700)	月額	783,000 (626,400)	月額	1,030,000		
2	市長職務執行者									月額	1,030,000		
3	助役	月額	815,000 (774,250)	月額	590,000 (531,000)	月額	590,000 (560,500)	月額	590,000 (531,000)	月額	815,000		
4	収入役	月額	764,000 (725,800)	月額	555,000 (499,500)	月額	555,000 (527,250)	月額	555,000 (499,500)	月額	764,000		
5	教育長	月額	749,000 (711,550)	月額	535,000 (481,500)	月額	535,000 (508,250)	月額	535,000 (481,500)	月額	749,000		
6	水道事業管理者	月額	730,000							月額	730,000		
7	地域自治区長									月額	652,000		
8	議会議員( 1)												
	議長	月額	463,000	月額	311,000 (279,900)	月額	311,000 (295,450)	月額	311,000 (279,900)	月額	463,000		
	副議長	月額	406,000	月額	249,000 (224,100)	月額	249,000 (236,550)	月額	249,000 (224,100)	月額	406,000		
	議員	月額	385,000	月額	225,000 (202,500)	月額	225,000 (213,750)	月額	225,000 (202,500)	月額	385,000		
9	教育委員会												
	委員長	月額	52,000	年額	153,000	年額	135,200	年額	158,000	月額	52,000		
	委員長職務代理者	月額	37,000	年額	141,000	年額	123,600	年額	148,000	月額	37,000		
	委員	月額	37,000	年額	138,000	年額	123,600	年額	148,000	月額	37,000		
10	選挙管理委員会												
	委員長	年額	386,000	年額	93,000	年額	92,000	年額	95,000	年額	386,000		
	委員	年額	291,000	年額	87,000	年額	88,000	年額	89,000	年額	291,000		
11	公平委員会												
	委員長	年額	66,000							年額	66,000		
	委員	年額	55,000							年額	55,000		
12	監査委員												
	識見委員	月額	46,000	年額	200,000	年額	158,400	年額	195,000	月額	46,000		
	議会選出委員	月額	32,000	年額	155,000	年額	126,700	年額	154,000	月額	32,000		
13	農業委員会( 2)												
	会長	年額	444,000	年額	373,000	年額	439,000	年額	373,000	年額	444,000		
	会長代理	年額	310,000	年額	311,000	年額	311,000	年額	311,000	年額	310,000		
	委員	年額	310,000	年額	249,000	年額	249,000	年額	249,000	年額	310,000		
14	固定資産評価審査委員会												
	委員長	日額	7,200	日額	7,600	日額	6,600	日額	6,400	日額	7,200		
	委員	日額	6,500	日額	6,000	日額	6,300	日額	6,400	日額	6,500		

## 特別職の職員の報酬等調整資料

(単位:円)

役 職 等	白河市		表郷村		大信村		東村		答申額	調整案
その他特別職の委員等										
選挙関係										
投票所の投票管理者	1回	12,700	1回	10,000	1回	12,700	1回	12,700	1回	12,700
期日前投票所の投票管理者	1回	11,200	1回	10,000	1回	11,200	1回	11,200	1回	11,200
投票所の投票立会人	1回	10,800	1回	8,200	1回	10,800	1回	10,800	1回	10,800
期日前投票所の投票立会人	1回	9,600	1回	8,200	1回	9,600	1回	9,600	1回	9,600
開票管理者	1回	10,700	1回	10,000	1回	10,700	1回	12,700	1回	10,700
開票立会人	1回	8,900	1回	8,200	1回	8,900	1回	8,900	1回	8,900
選挙長	1回	10,700	1回	10,000	1回	10,700	1回	10,700	1回	10,700
選挙立会人	1回	8,900			1回	8,900	1回	8,900	1回	8,900
消防関係										
団長	年額	198,000	年額	179,000	年額	174,500	年額	182,000	年額	198,000
副団長	年額	130,000	年額	115,000	年額	110,700	年額	119,000	年額	130,000
分団長	年額	91,000	年額	74,000	年額	72,300	年額	76,000	年額	91,000
副分団長	年額	64,000	年額	63,000	年額	53,500	年額	65,000	年額	64,000
部長	年額	45,000	年額	42,000	年額	38,200	年額	48,000	年額	45,000
副部長							年額	43,000		
班長	年額	34,000	年額	33,000	年額	34,000	年額	33,000	年額	34,000
副班長			年額	29,000			年額	28,500		
機関員	年額	28,000								
団員	年額	24,000	年額	19,000	年額	19,000	年額	19,000	年額	24,000
社会教育指導員	月額	85,000	日額	6,000	日額	6,000	月額	150,000	月額	104,000
家庭児童相談員	月額	104,000							月額	104,000
交通教育専門員	1回	1,100	月額	19,000					1回	1,100
少年補導員	1回	1,600							1回	1,600
その他非常勤の特別職の委員	日額	6,500	日額	6,000	日額	6,300	日額 年額	3,900 ~ 6,400 6,600 ~ 17,000	日額	6,500

( )内は、報酬額の減額後の額

- 1: 議会の議長及び副議長は、合併時からの報酬額とし、議員は、在任特例期間経過後の報酬額とする。
- 2: 農業委員会の会長及び会長代理は、合併時からの報酬額とし、委員は、在任特例期間経過後の報酬額とする。

写

17合併協第 38 号

平成17年7月11日

特別職の報酬等調整委員会 委員長 様

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会 長 白河市長 成 井 英 夫



新市の特別職の報酬額に関する審議について（諮問）

平成17年11月7日に白河市、西白河郡表郷村、同郡大信村及び同郡東村の合併に伴い誕生する新しい「白河市」に係る別紙の特別職の報酬額について、貴委員会の意見を求めます。

## 別紙

- 1 市長
- 2 市長職務執行者
- 3 助役
- 4 収入役
- 5 教育長
- 6 水道事業管理者
- 7 地域自治区長
- 8 議会議員
- 9 教育委員会委員
- 10 選挙管理委員会委員
- 11 公平委員会委員
- 12 監査委員
- 13 農業委員会委員
- 14 固定資産評価審査委員会委員
- 15 その他新市の非常勤特別職の委員等

# 写

平成17年8月9日

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫 様

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
特別職の報酬等調整委員会 委員長 和 知 繁 蔵



## 新市の特別職の報酬について（答申）

平成17年7月11日付け17合併協第38号で諮問のありました新市の特別職の報酬額について、合併協定書の内容に基づき、類似団体との比較及び4市村の特別職の報酬額を基本とし、合わせて県内他市の状況等を勘案しながら慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

### 記

#### 1. 新市の特別職の報酬額について

平成17年11月7日の白河市、西白河郡表郷村、同郡大信村及び同郡東村の合併に伴う新市の特別職の報酬額については、次のとおりとすることが適当であるとの結論に至りました。

1	市	長	月額	1,030,000円
2	市長職務執行者		月額	1,030,000円
3	助	役	月額	815,000円
4	収	入	役 月額	764,000円
5	教	育	長 月額	749,000円
6	水道事業管理者		月額	730,000円
7	地域自治区長		月額	652,000円
8	議	会	議 員	
	(1)	議	長 月額	463,000円
	(2)	副	議 長 月額	406,000円
	(3)	議	員 月額	385,000円

議長及び副議長は合併時からの報酬額とし、議員については在任特例期間経過後の報酬額である。

- 9 教育委員会委員
- (1) 委員長 月額 52,000円
- (2) 委員長職務代理者 月額 37,000円
- (3) 委員 月額 37,000円
- 10 選挙管理委員会委員
- (1) 委員長 年額 386,000円
- (2) 委員 年額 291,000円
- 11 公平委員会委員
- (1) 委員長 年額 66,000円
- (2) 委員 年額 55,000円
- 12 監査委員
- (1) 識見委員 月額 46,000円
- (2) 議会選出委員 月額 32,000円
- 13 農業委員会委員
- (1) 会長 年額 444,000円
- (2) 会長代理 年額 310,000円
- (3) 委員 年額 310,000円
- 会長及び会長代理は合併時からの報酬額とし、委員については在任特例期間経過後の報酬額である。
- 14 固定資産評価審査委員会委員
- (1) 委員長 日額 7,200円
- (2) 委員 日額 6,500円
- 15 その他新市の特別職の委員等

(1) 選挙関係		
投票所の投票管理者	1回	12,700円
期日前投票所の投票管理者	1回	11,200円
投票所の投票立会人	1回	10,800円
期日前投票所の投票立会人	1回	9,600円
開票管理者	1回	10,700円
開票立会人	1回	8,900円
選挙長	1回	10,700円
選挙立会人	1回	8,900円
(2) 消防団関係		
団長	年額	198,000円
副団長	年額	130,000円
分団長	年額	91,000円

	副分団長	年額	64,000円
	部長	年額	45,000円
	班長	年額	34,000円
	団員	年額	24,000円
(3)	社会教育指導員	月額	104,000円
(4)	家庭児童相談員	月額	104,000円
(5)	交通教育専門員	1回	1,100円
(6)	少年補導員	1回	1,600円
(7)	その他非常勤特別職の委員	1日	6,500円

## 2. 答申の理由

国及び地方公共団体の財政状況が依然として厳しい状況の中で、白河市、表郷村、大信村及び東村の4市村においては、住民福祉を始めとする行政サービスを維持し、更なる地域の発展を目指すために、合併という選択をされたことは、真に勇気ある政治的判断によるものであり、大いに評価されるべきところであります。

当委員会に諮問された新市の特別職の報酬等については、合併という特殊な状況のもと、新市の市長を始めとする特別職及び職員に課せられた使命と職責は極めて重く、それに見合った報酬等が必要であるとする一方で、新市の健全な財政運営を行うためには、なお一層の行財政改革に向けた努力が必要となること、さらには、次に掲げる事項を総合的に勘案した上で、慎重に協議した結果、新市の特別職に係る給料・報酬等について、上記の答申額とすることが適当であるとの結論に達しました。

- (1) 新市を取り巻く財政状況及び社会経済情勢は依然として厳しい状況にあると考えられること。
- (2) 市民の理解と納得が得られる報酬額等であること。
- (3) 類似都市及び県内他市の特別職の報酬額の状況。
- (4) 一般職の職員給与の状況。

## 3. 付帯意見

今回の答申は、合併時の状況に配慮した内容となっていることから、新市においても、その時々々の財政状況及び景気の動向、さらには地域の民間給与等の状況の把握に努めながら、特別職の報酬等について審議する第三者委員会を設置し、報酬額の定期的な見直し及び改定を進められるよう切望するものです。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
特別職の報酬等調整委員会

委員長	和	知	繁	蔵
副委員長	永	山	武	夫
委員	高	橋		惇
委員	小	林	英	子
委員	小	室	一	男
委員	佐	藤	節	子
委員	緑	川	正	年
委員	国	井	保	子
委員	大	戸	文	治
委員	菊	地	行	夫
委員	志	賀	賢	一
委員	金	澤	幸	子

協議第78号

(仮称)白河市暮らしのガイドブックについて

(仮称)白河市暮らしのガイドブック(案)について、別紙のとおり提案する。

平成17年8月30日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

別 紙

## 白河市暮らしのガイドブック（構成案）

### 平成17年11月7日に新「白河市」が誕生します

市役所の事務所はこうなります

地域自治区を設置します（地域自治区 / 地域自治区の設置期間 / 地域自治区に地域協議会と区長が置かれます / 地域作りのイメージ）

### 市役所はこうなります

庁舎案内（本庁舎 / 表郷庁舎 / 大信庁舎 / 東庁舎）

新市の機構図

新市の組織と主な取扱い業務（本庁舎 / 表郷庁舎・大信庁舎・東庁舎）

### 合併後の住所表示について

旧白河市・旧表郷村・旧大信村・旧東村

### 住所の表示変更に伴う手続きについて

住所表示変更証明書

運転免許証・車庫証明・パスポート

市役所関係

国・県関係

その他

### 住民票と戸籍事務について

住民登録（転入・転出などの届出 / 外国人登録）

印鑑登録（印鑑登録の申請 / 印鑑登録に関する届出）

戸籍（戸籍に関する届出）

証明書（住民票や戸籍に関する証明書）

日曜窓口・夜間受付など

### 税金について

税金（個人市民税 / 法人市民税 / 固定資産税 / 軽自動車税 / 納税）

税の各種証明（税に関する証明書）

日曜窓口

### 国民健康保険と年金について

国民健康保険（国民健康保険の税額 / 国民健康保険への加入・脱退・その他の届出 / 国民健康保険税の納期 / 国民健康保険の保険給付）

老人保健（老人保健制度 / 老人保健への加入・脱退・その他の届出）

国民年金（国民年金制度 / 国民年金の保険料 / 被保険者の種類 / 国民年金への加入・脱退・その他の届出 / 保険料の免除や猶予制度など / 給付年金の種類）

## 介護保険と福祉サービスについて

介護保険制度（介護保険制度の仕組み／介護サービスの利用／介護相談／介護サービスの種類）

高齢者福祉（高齢者福祉サービス／敬老事業）

障がい者福祉（障害者手帳／特別児童扶養手当／障がい者福祉サービスの利用）

## 健康診査と健康相談等について

保健（健康診査／健康相談等／インフルエンザ予防接種）

## 子育て支援と学校教育について

出産・育児（母子健康手帳／出産・育児の相談／乳幼児の健康診査健診と予防接種）

医療費助成・児童手当（主な医療費助成と手当）

児童施設（保育園／放課後児童クラブ）

幼稚園（幼稚園の入・退園）

小・中学校（通学区域と転校手続き）

奨学金（奨学金制度）

## 行政区と市民活動について

行政区 町内会（新市の行政区域／地区集会施設の維持管理費）

市民活動（しらかわ市民活動支援センター）

## 生活環境について

ごみ・し尿（ごみの収集／生ごみ処理機等購入費補助金／資源回収奨励金交付金／し尿）

犬の登録（飼い犬に関すること）

火葬場・墓地（火葬場／墓地）

上水道（水道に関する届出など／水道料金）

下水道等（下水道等に関する届出など／下水道等料金／水洗化助成制度 公共下水道／合併処理浄化槽）

道路（道路管理）

土地（土地売買の届出）

分譲地（宅地分譲）

建築・市営住宅（建築確認申請／市営住宅／市営住宅の家賃）

都市計画（開発行為／屋外広告物）

## 防災と防犯について

防災・救急（防災／火災・救急／救急医療）

防犯・交通安全（防犯／交通安全／市民交通災害共済）

## 産業振興と勤労者について

商工業（融資制度と勤労者互助会／職業相談）

農業（農地／農業者支援制度／災害）

## 生涯学習と文化・スポーツについて

生涯学習（成人式／各種教室・講座／出前講座）

文化振興・文化財保護（芸術文化／文化財保護）

スポーツ（スポーツ大会／スポーツ教室／スポーツ安全保険）

## 議会について

議会（市議会の会議／本会議を傍聴するとき／請願と陳情／議会だより）

## 選挙について

選挙（選挙権と被選挙権／投票所入場券と投票／期日前投票／不在者投票／今後の選挙予定）

## 公共施設一覧

## 国・県の機関

## さくいん

## ガイドマップ

協議第79号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の廃止について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の廃止について、次のとおり提案する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を平成17年11月6日をもって廃止する。

平成17年8月30日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 別紙

### 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の廃止について

#### 1. 法定合併協議会の設置と廃止

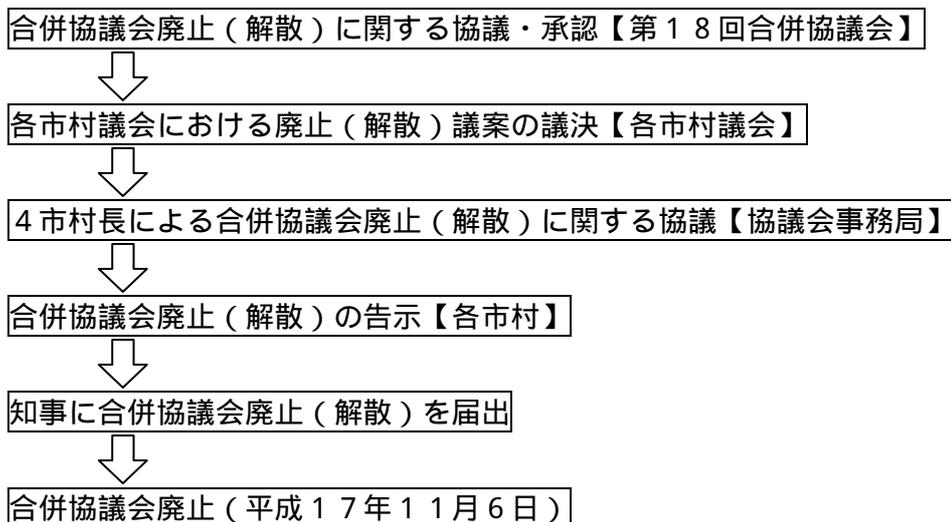
##### 合併協議会の設置意義

合併市町村の建設に関する基本的な計画（新市建設計画）の作成及びその他合併に関する協議（合併協定項目）を行うために設置される。（合併特例法第3条第1項）

##### 合併協議会の設置及び廃止の手続き

合併協議会を設置又は廃止するときは、関係市町村の議会の議決が必要となる。（地方自治法第252条の2及び同条の6）

#### 2. 合併協議会廃止までの予定手続き



#### 3. 合併協議会の決算

##### 合併協議会解散の場合の措置

協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。（協議会規約第18条）

##### 予備監査の実施

平成17年度収入支出予算に関する直近の執行状況について、次回の最終協議会までに監査委員による予備監査を行い、最終協議会に仮決算について報告する。

合併協議会解散後、直ちに最終的な決算書を調整し、協議会長に報告の上、各委員に写しを送付する。なお、決算後に残金があった場合は新市に引き継ぐ。

議案例文

議案第 号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成17年11月6日をもって白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を廃止することについて、議会の議決を求める。

平成17年9月 日提出

市村長名

合併協議会廃止に関する協議書（案）

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の廃止について、下記のとおり定めるものとする。

記

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会については、平成17年11月6日をもって廃止する。

平成17年 月 日

白河市長	成	井	英	夫
表郷村長	滝	田	国	男
大信村長	渡	部	泰	夫
東村長	根	本	暢	三

第19回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成17年10月25日(火) 午後1時30分	ウェディングプラザ鹿島